1　廃止した理由　衛生管理体制の強化を図るため、元稲府地区の整備について大幅な見直しが必要となっており、衛生管理に対応した岸壁の整備等を追加し、新規に計画を策定することが必要となったことから、本事業を廃止する。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　外郭施設や係留施設等は一部未整備であるが少数であり、多くの施設は工事が完了し、機能を発揮している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　外郭施設の整備により港内静穏度が向上するとともに、係留施設の整備により漁業活動の効率性及び安全性が向上した。
4　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止にあたっては、未整備の部分を精査し、新規に策定する計画に編入するため、影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項　新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、山陽自動車運送労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月15日午前８時30分以降、同組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の全職場（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 25 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本運輸産業労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月26日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（大阪府及び岡山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 25 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

大 阪 府　ハップ株式会社
岡 山 県　ハップ株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、弘南バス労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月26日午前０時以降、同組合の組合員が従事する弘南バス株式会社の全職場（青森県、岩手県、宮城県、東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 25 日

厚生労働大臣　田村　憲久

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年三月二十五日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　大多喜ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十五年四月二十一日　午後二時から
三　場所　誉田公民館　講堂（千葉県千葉市緑区誉田町一丁目七百八十九番地四十九）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎二号館）及び大多喜ガス株式会社（千葉県茂原市茂原六百六十一番地）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「大多喜ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年四月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「大多喜ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年四月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏（ふりがな）名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

大多喜ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社ヤマナカ・インベストメント・ジャパン
2．住所　東京都目黒区東山３－１－11―1102号
3．代表者の氏名　代表取締役　山中　剛
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1947号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年９月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年３月 25 日

関東財務局長　菅野　良三